

虐待防止のための指針

法人名：有限会社佐野正福祉開発

事業所名：シルビアンスポレク療育館真壁

障害児虐待防止のための指針

法人名：有限会社佐野正福祉開発

事業所名：シルビアンスポレク療育館真壁

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

有限会社佐野正福祉開発が運営する障害児通所支援事業では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置 虐待防止に努める観点から、「障害児虐待防止委員会」を設置する。なお、本委員会の委員長は管理者とし、児童指導員を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者、委員」とする。委員会は、委員長が招集する。(年1回以上) 令和7年度から3月毎に開催をすること。「障害児虐待防止委員会」は「身体拘束適正化委員」と一緒に開催を行う。

設置目的

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備、見直し
- ・虐待防止のための職員研修の内容についての検討
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備の構築
- ・虐待等を把握した場合の通報及び再発防止策の実施検討
- ・当法人外で発生した虐待等事例について、関係機関との連携に関する情報共有。
- ・再発防止策を講じた際に、その結果についての評価。
- ・虐待早期発見チェックリストを使用し虐待の早期発に努める。

(2) 虐待防止に関する責務等 虐待防止に関する統括責任者は委員長が行い、担当者は児童指導員、委員とする。障害児虐待防止に関する担当者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、担当者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適

切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解

・発生した場合の改善策等 実施は、年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。研修の実施内容については、車内研修もしくは動画研修等にて実施し紙面に保存する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告及び市町村へ通報をする。担当者は、職員からの報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、委員長が代行する。また、必要に応じ関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先とする。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告する。窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払い実施する。対応の流れは、上述の「4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」によるものとし実施する。担当者に寄せられた内容は、

相談者にその対応のプロセスと最終結果報告をする。

委員会の構成と役割

- ・ 障害児虐待防止法委員会の委員長 …… 管理者または児童発達支援管理責任者
- ・ 障害児虐待防止対策の担当者 …… 児童指導員または保育士
- ・ 各担当職員のチェックリスト、 ヒヤリハット事例の報告
- ・ 分析 …… 児童指導員、その他職員

附則 この指針は、令和5年4月1日より施行する

令和7年4月1日改正